

平成26年5月定例教育委員会会議の要旨

1 日 時

平成26年5月22日（木）

開会 14時00分

閉会 16時08分

2 場 所

教育庁教育委員会室

3 出席委員

委員長

山縣 俊郎

委員長職務代理者

稲野 靖枝

委員長職務代理者

岡野 芳子

委員

中田 範夫

委員

宮部 秀文

委員（教育長）

浅原 司

4 出席者

教育次長

原田 尚

教育次長

小西 哲也

審議監

廣川 晋

審議監

河村 行則

教育政策課長

嘉村 靖

教職員課長

首藤 裕司

義務教育課長

清時 崇文

高校教育課長

栗林 正和

特別支援教育推進室次長

石本 正之

社会教育・文化財課長

藤村 恭久

世界アウトジャンホリ開催支援室次長

河村 祐一

人権教育課長

高原 透

学校安全・体育課長

御神本 実

教育政策課企画監

濱井 昭巳

やまぐち総合教育支援センター次長

小村 信

議案

議案第1号『教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則の制定について』

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則の制定について、教職員課より以下のとおり説明を行った

【概要】

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第22号）が公布・施行され、教育職員免許法附則第19項において文部科学省令で定められている幼稚園教諭免許状（一種及び二種）を授与する場合における基礎資格等が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第2号）附則第12項の次に、附則第13項として次の項を加える。

教育職員検定を受検し、法附則第19項の規定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、省令附則第7項各号に定める基礎資格を有するものに係る第3条第2項の規定の適用については、同項第4号ロ中「法別表第3から別表第8までに定める所要資格を有する」とあるのは、「省令附則第7項各号に定める基礎資格を有すること及び省令附則第10項の表に定める最低単位数を修得した」とする。

3 施行日

公布の日から施行する。

【質疑】

○岡野委員：今回の改正により、平成27年4月から5年間、保育士が幼稚園教諭の免許状を取得しようとする場合に特例が設けられるということだが、免許状の取得のための手続きは各個人で行うのか。

●教職員課長：各個人が行うことになる。

○岡野委員：5年間で免許を取得してもらおうということだが、特例の内容はどのようなものか。

●教職員課長：一定以上の実務経験を有する保育士について、幼稚園教諭免許取得に必要な大学等の単位の修得数が軽減されるというもの。

議案第2号『山口県教育支援委員会委員の任命について』

山口県教育支援委員会委員の任命について、特別支援教育推進室より以下のとおり説明を行った。

【概要】

山口県教育支援委員会規則（昭和53年山口県教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定に基づき、山口県教育支援委員会の委員を別紙のとおり任命する。

（別紙）

平成26年度 山口県教育支援委員会委員

氏名	所属・役職名等	区分	備考
1 奥 園 美 子	おくぞの耳鼻科クリニック 院長	医師(耳鼻科)	再任
2 加登田 恵 子	山口県立大学附属地域共生センター 所長	学識経験者	再任
3 かねはら 洋 治	かねはら小児科 院長	医師(小児科)	再任
4 河野 則 子	山口県国公立幼稚園連盟 会長 (下関市立江浦幼稚園長)	関係教育機関	再任
5 田中 博 文	新 山口県特別支援教育研究連盟 理事 (美祢市立城原小学校 校長)	関係教育機関	新任
	前 山口県特別支援教育研究連盟 理事 (山口大学教育学部附属特別支援学校 副校長)		前任
6 たはら 卓 浩	たはらクリニック 院長	医師(内科・小児科)	再任
7 にし 川 浩 子	山口県LD親の会「ほっぺ」 顧問 (医師)	学識経験者	再任
8 はら 田 貴美代	(財)山口県私立幼稚園協会 副理事長	関係教育機関	再任
9 ひら 尾 要	社会福祉法人ひらきの里 常任理事	学識経験者	再任
10 ふく 田 修 三	(財)山口県肢体不自由児協会 理事	学識経験者	再任
11 ふじ 藤 久 美	山口県立大学社会福祉学部 教授	学識経験者	再任
12 まつ 松 岡 勝 彦	山口大学教育学部 准教授	学識経験者	再任
13 よし 吉 村 佳 子	小郡第一総合病院 眼科医	医師(眼科)	再任
14 わたり 渡 広 子	クボクリニック 精神科医	医師(精神科)	再任

任期：平成26年6月1日～平成28年5月31日

山口県教育支援委員会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）第2条の規定に基づき、山口県教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 県立の特別支援学校に就学しようとする者並びに在学する児童及び生徒のうち、当該学校において障害の種類及び程度を判定することが困難なものについての教育支援に関すること。
- (2) 障害の種類及び程度を判定することが困難であるとして市町教育委員会から依頼のあった者についての教育支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害のある児童及び生徒の教育支援について教育委員会が特に必要と認める事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医師
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係教育機関の職員

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第7条 委員会に、委員会から付議された事項を調査審議するため、次に掲げる部会を置く。

- (1) 視覚障害部会
- (2) 聴覚障害部会
- (3) 知的障害部会
- (4) 肢体不自由部会
- (5) 病弱・虚弱部会

- 2 部会は、委員会の委員で組織する。
- 3 部会に属すべき委員は、委員会の会長が指名する。
- 4 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(調 査 員)

第8条 委員会に、特別の事項を調査するため必要があるときは、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、関係行政機関又は関係教育機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 調査員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、教育庁特別支援教育推進室において処理する。

(そ の 他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

議案第2号については、全委員の賛成により承認された。

報 告 事 項

◆平成27年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項の発表について、教職員課より以下のとおり報告が行われた。

【概要】

平成27年度(2015年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験 の実施について

1 選考区分、志願区分(校種等)、教科(科目等)及び採用見込者数

(1) 選考区分及び志願区分(校種等)

試験は、一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できる。

ア 一般選考

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校小学部・中学部・高等部、養護教諭の区分で実施する。

ただし、一般選考における中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部を志願する者は、小学校を第二志願とすることができる。

また、以下に示す特定の教科(科目等)の組合せについては、相互に第二志願として併願することができる。

- ①一般選考における中学校音楽と特別支援学校中学部音楽
- ②一般選考における中学校美術と特別支援学校中学部美術
- ③一般選考における高等学校芸術(音楽)と特別支援学校高等部芸術(音楽)
- ④一般選考における高等学校芸術(美術)と特別支援学校高等部芸術(美術)

イ 身体障害者を対象とした選考

一般選考の全ての志願区分(校種等)において実施する。

ウ 社会人特別選考

小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科(科目等)において実施する。

エ スポーツ・芸術特別選考

中学校の保健体育、音楽及び美術並びに高等学校の保健体育、芸術(音楽)、芸術(美術)及び芸術(書道)において実施し、以下に示す組合せについては、相互に第二志願として併願することができる。

- ①スポーツ・芸術特別選考における中学校保健体育と高等学校保健体育
- ②スポーツ・芸術特別選考における中学校音楽と高等学校芸術(音楽)
- ③スポーツ・芸術特別選考における中学校美術と高等学校芸術(美術)

オ 博士号取得者特別選考

高等学校の理科(物理、化学、生物、地学)において実施する。

カ 看護科・理療科教諭特別選考

高等学校の看護及び特別支援学校高等部の理療において実施する。

(2) 教科(科目等)及び採用見込者数

全体398人程度 [昨年度381人程度]

採用見込者数の算定に当たっては、退職者数、児童生徒数の推移等を考慮した。

ア 一般選考

小学校	200人程度 [昨年度195人程度]		61人程度 [昨年度49人程度]
中学校	94人程度 [昨年度 94人程度]	高等学校	○ 国語 6人程度
	○ 国語 13人程度 ○ 社会 10人程度 ○ 数学 18人程度 ○ 理科 16人程度 ○ 音楽 5人程度 ○ 美術 3人程度 ○ 保健体育 10人程度 ○ 技術 2人程度 ○ 家庭 1人程度 ○ 外国語(英語) 16人程度		○ 地理歴史(世界史) 2人程度 ○ 地理歴史(日本史) 2人程度 ○ 地理(地理) 1人程度 ○ 公民(倫理) 1人程度 ○ 公民(政治・経済) 1人程度 ○ 数学 8人程度 ○ 理科(物理) 1人程度 ○ 理科(化学) 3人程度 ○ 理科(生物) 4人程度 ○ 理科(地学) 1人程度 ○ 保健体育 2人程度 ○ 芸術(音楽) 1人程度 ○ 芸術(美術) 1人程度 ○ 芸術(書道) 1人程度 ○ 外国語(英語) 6人程度 ○ 家庭 2人程度 ○ 情報 1人程度 ○ 農業(農業畜産系) 1人程度 ○ 農業(農芸化学・食品系) 1人程度 ○ 工業(機械系) 4人程度 ○ 工業(電気系) 1人程度 ○ 工業(土木建築系) 2人程度 ○ 工業(化学工業系) 2人程度 ○ 商業 3人程度 ○ 水産(航海系) 1人程度 ○ 水産(機関係) 1人程度 ○ 福祉 1人程度
特別支援学校	小学部 4人程度 [昨年度 4人程度]		
	中学部 4人程度 [昨年度 4人程度] ○ 中学校の試験を実施する教科		
	高等部 4人程度 [昨年度 4人程度] ○ 高等学校の試験を実施する教科(科目等)のうち、芸術(書道)及び水産を除く教科(科目等)		
養護教諭	21人程度 [昨年度 22人程度]		

イ 身体障害者を対象とした選考

全ての志願区分(校種等) 全体で8人程度 [昨年度8人程度]

ウ 社会人特別選考

小学校、中学校、高等学校ともア一般選考の採用見込者数に含む。

エ スポーツ・芸術特別選考

中学校、高等学校ともア一般選考の採用見込者数に含む。

オ 博士号取得者特別選考

ア一般選考の採用見込者数に含む。

カ 看護科・理療科教諭特別選考

高等学校 看護 1人程度 [昨年度募集なし]

特別支援学校高等部 理療 1人程度 [昨年度1人程度]

2 志願書類受付期間

(1) 郵送又は持参による場合 5月16日(金)から6月6日(金)まで

※郵送の場合は、6月6日の消印のものまで有効

(2) インターネットによる場合 5月16日(金)から5月30日(金)まで

3 選考試験期日

(1) 第一次試験

7月19日(土)及び20日(日)

(2) 第二次試験

8月23日(土)及び24日(日)

4 選考試験会場

(1) 第一次試験

- ア 山口会場・・・・・・・・・・山口高校、山口中央高校、西京高校
- イ 東京会場(神奈川県横浜市)・・・國學院大學たまプラーザキャンパス

(2) 第二次試験

山口高校、山口中央高校、西京高校

5 選考試験内容

(1) 第一次試験

ア 一般選考、身体障害者を対象とした選考、社会人特別選考及び博士号取得者特別選考

教職専門(社会人特別選考及び博士号取得者特別選考の志願者以外の者)、教科専門、特別支援教育専門(特別支援学校志願者及び特別支援学校を第二志願とする者)、実技(小学校及び特別支援学校小学部の志願者以外の者)、集団面接(討議)

イ スポーツ・芸術特別選考、看護科・理療科教諭特別選考

個人面接、集団面接(討議)

(2) 第二次試験

適性検査、小論文、集団面接(模擬授業及び討議)、個人面接、実技(小学校、特別支援学校小学部の志願者及び小学校を第二志願とする者)

※ 身体に障害がある志願者については、障害の状態等に応じて、実技の免除、車椅子の使用、点字や拡大文字による受験等の配慮をする。

6 選考試験結果の発表

(1) 第一次試験結果の発表予定

8月12日(火) 午前9時

(2) 第二次試験結果の発表予定(採用候補者名簿掲載予定者の発表)

9月25日(木) 午前9時

7 平成27年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の変更点

(1) 社会人特別選考の受験資格に青年海外協力隊等派遣経験者を追加

社会人特別選考については、現に(出願時点で)民間企業等に5年以上継続勤務する者を対象としていますが、加えて、青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして通算2年以上の派遣経験を有する者も対象とします。

(2) 身体障害者を対象とした選考の受験年齢の上限の引上げ

身体障害者を対象とした選考の受験年齢の上限については、これまで44歳以下としていましたが、49歳以下(平成27年4月1日時点)に引き上げます。

(3) スポーツ・芸術特別選考の受験資格等の見直し

○ スポーツ・芸術特別選考における出願の要件となる成績及び実績については、志願者自身の高等学校卒業以降のもので、かつ平成21年4月1日以降のものに限ります。

○ スポーツ分野の成績及び実績について、対象となる種目を次のとおりとします。

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレー射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スケート、アイスホッケー、スキー、硬式野球、トライアスロン

(4) 選考にあたっての考慮事項の追加

選考にあたって、複数の学校種又は複数の教科の普通免許状を所有している者を対象に考慮していますが、そのうち特に考慮する者として、次の①～③を対象に加えます。

- ① 小学校の受験者で、中学校又は高等学校の数学、理科又は外国語（英語）の普通免許状を所有している者
- ② 中学校の音楽、美術、技術及び家庭の受験者で、受験する教科以外の中学校の普通免許状を所有している者
- ③ 高等学校の音楽及び美術の受験者で、受験する教科以外の高等学校の普通免許状を所有している者

(5) 選考にあたっての考慮事項の見直し

選考にあたって、中学校及び高等学校の外国語（英語）の受験者以外の受験者については、これまで英検 2 級程度以上の資格を有する者を対象に考慮していましたが、取得している英語の資格に応じて、次の①～③のとおり 3 つの区分で考慮することとします。

- ① 英検 1 級程度資格取得者：実用英語技能検定（財・日本英語検定協会）1 級合格、TOEFL（国際教育交換協議会）iBT97 点以上（PBT では 590 点以上又は CBT では 243 点以上）取得、又は TOEIC（財・国際ビジネスコミュニケーション協会）860 点以上を取得していること
- ② 英検準 1 級程度資格取得者：実用英語技能検定（財・日本英語検定協会）準 1 級合格、TOEFL（国際教育交換協議会）iBT80 点以上（PBT では 550 点以上又は CBT では 213 点以上）取得、又は TOEIC（財・国際ビジネスコミュニケーション協会）730 点以上を取得していること
- ③ 英検 2 級程度資格取得者：実用英語技能検定（財・日本英語検定協会）2 級合格、TOEFL（国際教育交換協議会）iBT61 点以上（PBT では 500 点以上又は CBT では 173 点以上）取得、又は TOEIC（財・国際ビジネスコミュニケーション協会）650 点以上を取得していること

(6) 選考にあたっての考慮事項の拡大

- 選考にあたって、スポーツ実績・芸術実績を有する者を対象に考慮していますが、加えて、これらの者を指導育成した実績を有する者も対象とします。
- 考慮の対象となる成績及び実績は、受験者自身の高等学校卒業以降のものに限ります。

8 志願書類の請求等について

(1) 配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京事務所、山口県大阪事務所、山口県内各市町教育委員会

(2) 郵便で請求する場合

請求先：〒753-8501 山口市滝町 1 番 1 号 山口県教育庁教職員課 ☎ 083-933-4550

封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った住所、氏名（〇〇様とする）及び郵便番号明記の返信用封筒（角形 2 号：縦 33cm、横 24cm のもの）を必ず同封すること。

なお、同時に 2 部請求する場合は 65 円分の切手を、割増郵送料として追加すること。

(3) インターネットを利用した申請の場合

アクセス先：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/index/>

9 その他

志願者確保のため、次のような取組を実施します。

(1) 教員採用候補者選考試験説明会の実施

平成 27 年度教員採用試験の変更点を初め、試験内容等について周知する説明会を、県内外併せて 15 会場で開催します。

【 質 疑 】

○稲野委員：今回、社会人特別選考の受験資格を拡大するということだが、当該選考枠に係る受験者数はどのように推移しているのか。

●教職員課長：平成26年度採用試験の受験者が12名、25年度が14名、24年度が15名となっている。

◆平成26年度全国学力・学習状況調査の概要について、義務教育課より以下のとおり報告が行われた。

【概要】

平成26年度全国学力・学習状況調査問題の概要について

1 教科に関する調査について

小学校国語

A 15問（前年比-3） B 10問（前年比±0）

国語Aでは、基本的な言語事項について幅広く問う出題傾向となっており、漢字の読み書きでは、過去の文科省の調査問題と同一のものが2問出題された。新しく出題されたものとしては、故事成語の意味と使い方を問うものや、新聞の投書を読み、表現の仕方をとらえることができるかどうかをみるものが挙げられる。また、「みんなで遊ぶ日の遊びを見直そう」という議題で学級で話し合いをしている場面や、友達が作った【物語】の文章表現をよりよくするために助言する場面など、実際の学習場面を想定した問題が多く出題された。

国語Bでは、まど・みちお氏が作った2つの詩を読み比べ、作品の内容や表現の工夫について考えたことを書く問題や、動物園に行った際にもった疑問を【科学読み物】を読んで解決する場面において、必要な内容を書き加え、複数の内容を関連付けながら文章を書く問題など、資料を的確に読み取り、自分の伝えたいことを表現する問題が出題された。

小学校算数

A 17問（前年比-2） B 13問（前年比±0）

算数Aでは、四則演算のほか、分数の大小比較、円周の長さや体積を求めるなどの基本的な問題が出題された。これまでの調査で課題が見られた、「式の意味の理解」については、「 $100-20\times 4$ 」を計算する問題と、この式が表す意味としてふさわしい買い物の場面を選択する問題とが出題された。また、「割合」については、もとになる長さの1.2倍及び0.4倍になる長さを求める式を選択する問題が出題された。

算数Bでは、学校の水の2か月ごとの使用量や、宿泊学習の計画など、身近な生活場面で算数を活用する問題や、たたみの敷き方、指で長さを計る単位「あた」をもとに使いやすい箸の長さを求めるなど、日本の伝統文化に関する問題が出題された。場面から数量の関係や規則性を読み取り、式や言葉を用いて、筋道を立てて説明する力を問う問題が出題された。

中学校国語

A 3 2 問 (前年比±0)

B 8 問 (前年比-1)

国語Aでは、社会生活を営む上で必要な基礎的・基本的事項を問う問題が幅広く出題された。特徴的な問題としては、学級での話し合いの内容を整理した【黒板】と【話し合いの一部】から、意見の相違点を端的に表現する問題や、話し合いの方向を捉えて司会の役割について問う問題が出題された。また、提示された絵をもとに、物語の文脈に即して比喩表現を用いて文を書き換える問題も出題された。

国語Bでは、落語についての3つの資料を読み、本文を要約・引用し、指定された文字数で、根拠を添えて自分の考えを具体的に書く問題など、総合的に表現する能力をみる問題が見られた。

中学校数学

A 3 6 問 (前年比+3)

B 1 5 問 (前年比-1)

数学Aは、各領域の基礎的・基本的な内容がバランスよく出題された。これまでの調査で定着に課題がみられた「資料の活用」や「図形の性質」については、投げた画鋸が上向きになる確率を求める問題や、三角形を変形した時の角の大きさの関係を選ぶ問題が出題された。数量関係や図形の領域では、選択式の問題が多く出題され、数式やグラフの意味が理解できているかを問う問題となっている。

数学Bでは、校舎に横断幕をかける高さの求め方を図を用いて説明する問題が出題された。数学の視点を取り入れて、身の回りのことがらから課題を見出したり、その課題を数学を使って解決する力を問う問題が多く出題されている。

2 学校に対する調査について【小：101問(前年比-17)・中：99問(前年比-9)】

英語に関する項目や家庭・地域の生活に関する項目などが削除され、国語科、算数・数学科の授業時数、言語活動、コンピュータ、家庭学習、教職員の取組などが加わっている。

3 児童生徒に対する調査について【小：74問(前年比-49)・中：74問(前年比-50)】

きめ細かい調査として実施された昨年度に対して、本年度は質問内容が整理された。他者との関わり、地域や社会との関わり、家庭生活、外国語や国際化に関する項目などが削除されている。

また、新たに、「学校生活で、友達関係など何か悩みを抱えたら、誰に相談することが多いか」など、4項目の質問が加わった。

【 質 疑 】

○岡野委員：児童生徒に対する調査について、質問項目が一部削除されているがその理由は何か。

●義務教育課長：平成25年度実施の調査は、「きめ細かい調査」という位置づけであり、例年よりも質問項目が多くなっていた。今年度は通常の調査ということで質問項目が整理され、それに伴い一部の質問が削除されたものである。

◆平成26年3月新規高等学校卒業生求人・求職状況等について、高校教育課より以下のとおり報告が行われた。

【概要】

高校生の就職支援対策について

1 平成26年3月新規高等学校卒業生の求人・求職・就職状況

項目		性別	合計	男子	女子	前年同期比
A 求人人数(人)	県内安定所		(3,190)			
	受理事数		3,572			12.0%
B 就職希望者数(人)	県内就職希望者数		(2,453)	(1,417)	(1,036)	
	県外就職希望者数		(560)	(442)	(118)	
	合計		2,926	1,787	1,139	-0.4%
C=A/B 求人倍率(倍)			(1.06)			0.16ポイント
D 就職内定者数(人)	県内就職者数		(2,418)	(1,398)	(1,020)	
	県外就職者数		(559)	(442)	(117)	
	合計		2,977	1,840	1,137	0.2%
E 未内定者数(人) (B-D)	県内		(35)	(19)	(16)	
	県外		(1)	(0)	(1)	
	合計		(36)	(19)	(17)	-17人
F=D/B 就職内定率(%)	県内就職		(98.6)	(98.7)	(98.5)	
	県外就職		(99.8)	(100.0)	(99.2)	
	合計		(98.8)	(99.0)	(98.5)	0.7ポイント
G 県内・県外就職内定比率(%)	県内就職		(81.2)	(76.0)	(89.7)	
	県外就職		(18.8)	(24.0)	(10.3)	
			83.4	78.7	90.6	2.2ポイント
			16.6	21.3	9.4	-2.2ポイント

(注) 1. ()内は昨年同期の数値である。

2. A欄：求人数は、山口県内の公共職業安定所で受理した求人数である。

3. B欄：就職希望者数は、学校又は公共職業安定所の紹介を希望する者の数である。

4. C欄：求人倍率は、Aの求人人数/Bの就職希望者数(合計)である。

5. F欄：県内・県外就職比率は、平成26年3月末日現在における就職内定者の合計2,908人に対する県内・県外就職内定者(2,424人、484人)の比率である。

平成26年3月末日現在(山口労働局調べより作成)

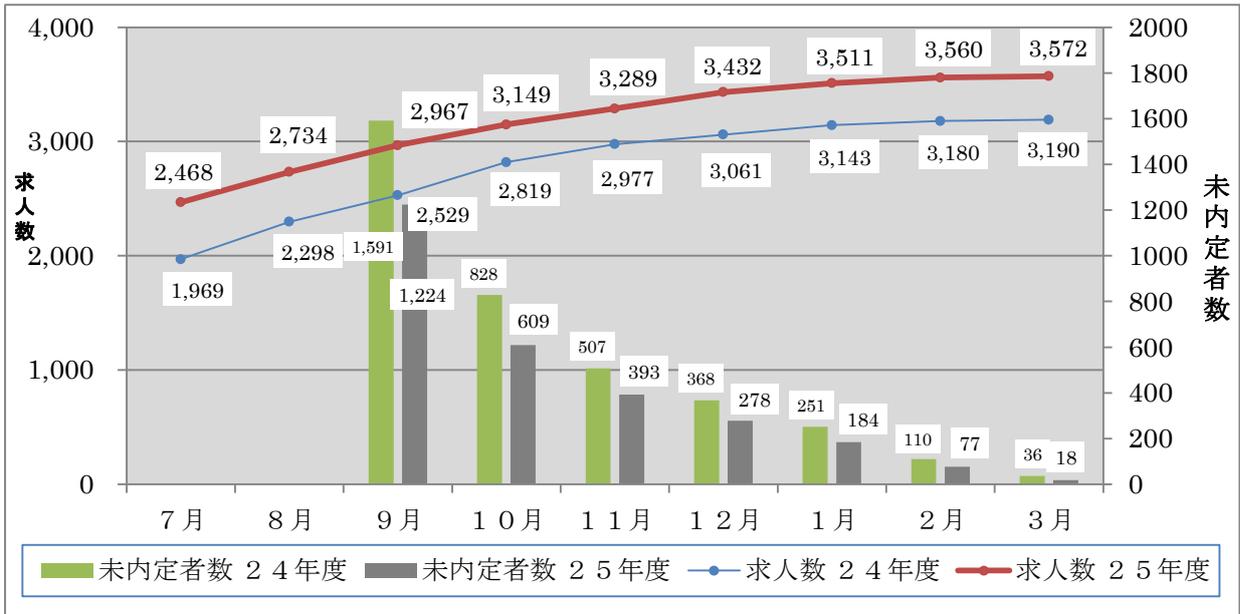
2 就職未内定者数の変化と就職支援体制

(1) 5年間の就職内定率と就職未内定者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
就職内定率	98.0%	98.3%	99.0%	98.8%	99.4%
就職未内定者数	58人	52人	32人	36人	18人

(山口労働局調べ：3月末日)

(2) 平成24年度、平成25年度の求人数と就職未内定者数の変化



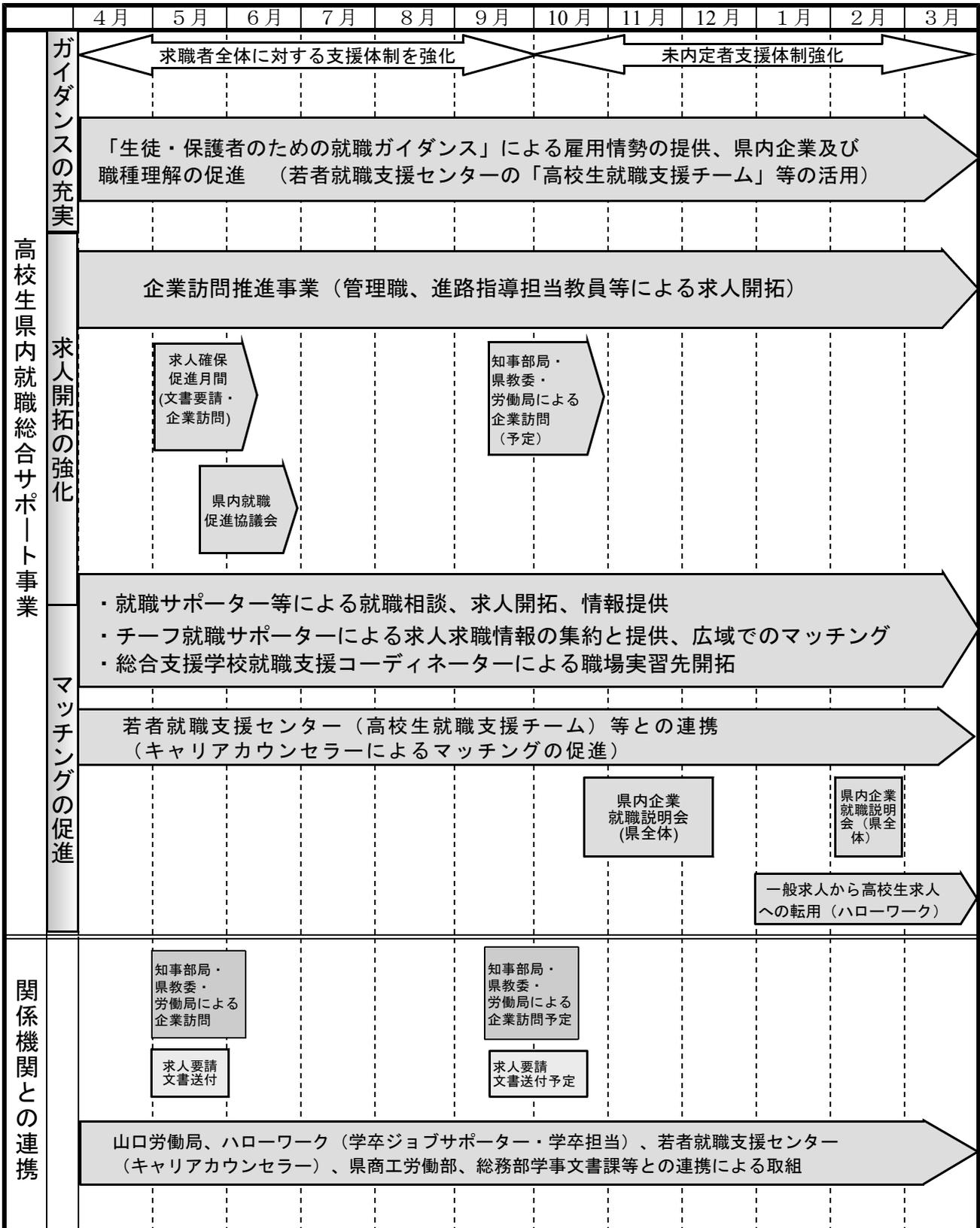
(3) 未内定者への就職支援の取組

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガイダンス	・教員・支援員による個別ガイダンス	→					
	・キャリアカウンセラーによるカウンセリング（若者就職支援センター）	→					
求人開拓	・知事部局、県教委等による経済関係団体等への求人要請	→					
	・追加企業訪問	→					
マッチング	・県内企業就職説明会	→		→		→	
	・未充足求人リストを活用したマッチング				→		
	・一般求人の高校生への転用				→		
	・ハローワーク・若者就職支援センターにおける説明会						→
※ 卒業以降の就職未内定者に対する学校の取組							
<ul style="list-style-type: none"> ・校長・進路指導担当教員・就職サポーター等による求人開拓 ・公共職業安定所及び山口県若者就職支援センターへの登録指導 ・県、国の臨時雇用および職業訓練の紹介 							

3 平成26年度の就職支援対策について

高校生県内就職総合サポート事業

ガイダンスの充実	求人開拓の強化	マッチングの促進
・生徒・保護者のための就職ガイダンス	・企業訪問推進事業 ・県内就職促進協議会	・就職サポーター等配置事業 ・県内企業就職説明会



【質疑】

- 中 田 委 員：高等学校卒業者の離職の状況は、どのようになっているか。
- 高校教育課長：高校卒業後3年以内の離職率については、平成22年3月卒業者の場合、全国平均が39.2%、本県では37.7%となっている。
- 中 田 委 員：離職した卒業生に対する支援は、どのようになっているか。
- 高校教育課長：就職担当の教員が相談を受ける等の対応を行っている。
また、卒業生が就職している企業に求人確保のため訪問を行う際、併せて卒業生の状況の聴き取りや相談に乗る等の対応を行い、早期離職の防止に努めている。
- 稲 野 委 員：総合支援学校における就職率は、どのようになっているか。
- 特別支援教育推進室次長：平成25年度卒業生の場合、就職希望者74名に対し71名が就職しており、就職率は95.9%となっている。
- 稲 野 委 員：総合支援学校以外の学校の場合、商業科や工業科など学科の違いによる就職率の差はあるのか。
- 高校教育課長：学科の違いによる大きな開きは見られない。

意見交換

◆教職員の養成と人材育成について、教職員課より取組について以下のとおり説明を行うとともに意見交換を行った。

【概要】

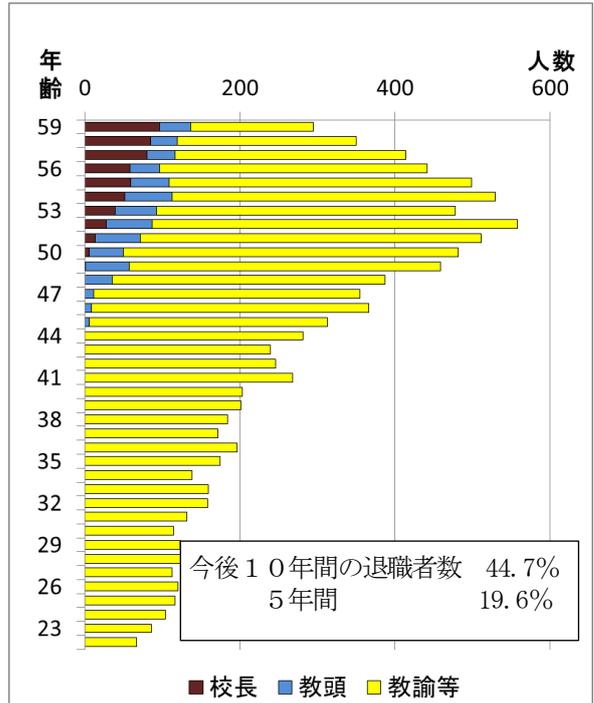
教職員の養成と人材育成について

1 本県の現状

(1) 教員の年齢構成

- 現在、教員数は、40歳代後半以降の教員が最も多く、ベテラン層が極端に厚い構成になっており、今後10年間で、全教員の約45%が退職する。
- ベテラン教員の大量退職に伴い、新規採用教員が増加している。
- 中堅層は、採用が少なかった時代の影響を受け、他の世代に比べて薄い構成になっている。
- 中堅教員は、近い将来、学校運営の責任者や中核を担う人材であるが、これまで校務分掌の主要な役割を層の厚いベテラン教員が担っていたため、学校運営に関する経験が浅い状況が見受けられる。

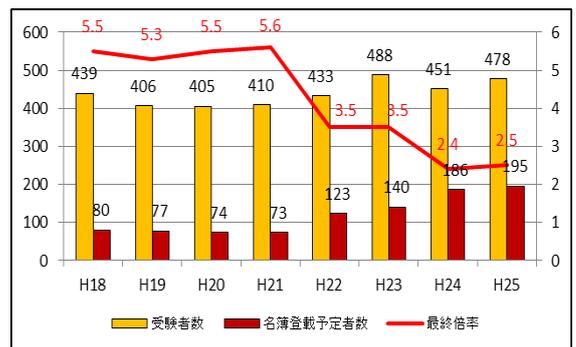
◆公立学校年齢別教員数（平成26年4月1日現在）



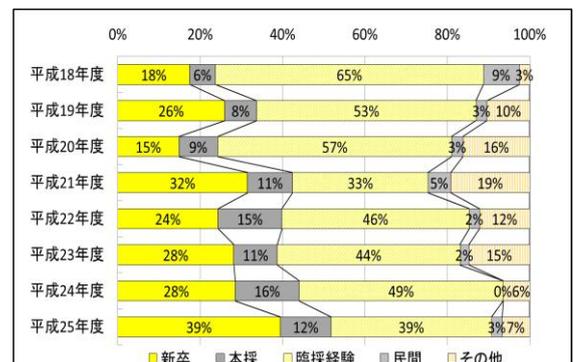
(2) 新規採用者の状況

- 近年の採用者数の動向は、採用候補者名簿登録予定者（以下「名簿登載者」）数が増加する中、志願者数は、多少の増減を繰り返しながら横ばい傾向であるため、最終倍率は年々低下している。
- 最も早く退職者数のピークを迎える小学校では、平成21年度5.6倍であった最終倍率は、平成24年度は2.4倍、平成25年度は2.5倍まで低下している。
- 名簿登載者数の増加にともない、大学等の新卒者の割合が増加傾向にあり、小学校では40%近くまで上昇している。

◆受験者数、名簿登載予定者数、最終倍率の推移（小学校）



◆採用候補者名簿登録予定者の現職等（小学校）



(3) 教育を取り巻く環境の変化

- 少子高齢化の進行やグローバル化、高度情報化の進展など、教育を取り巻く環境は急速に変化するとともに、いじめや不登校をはじめ、学力の向上や規範意識の醸成についての課題など、様々な教育課題が生じている。
- これからの教員には、時代の変化や複雑化・多様化する教育課題に的確に対応していくことが求められている。
- これからの学校は、すべての教職員が学校の課題を共有し、目標の達成に向けて協働して取り組んでいくことができるよう、優秀な管理職を育成し、そのリーダーシップの下、組織的・機動的な学校運営を実践していくことが一層重要となっている。

(4) 人材育成に向けた推進体制（山口県教員養成等検討協議会の設置：平成25年度）

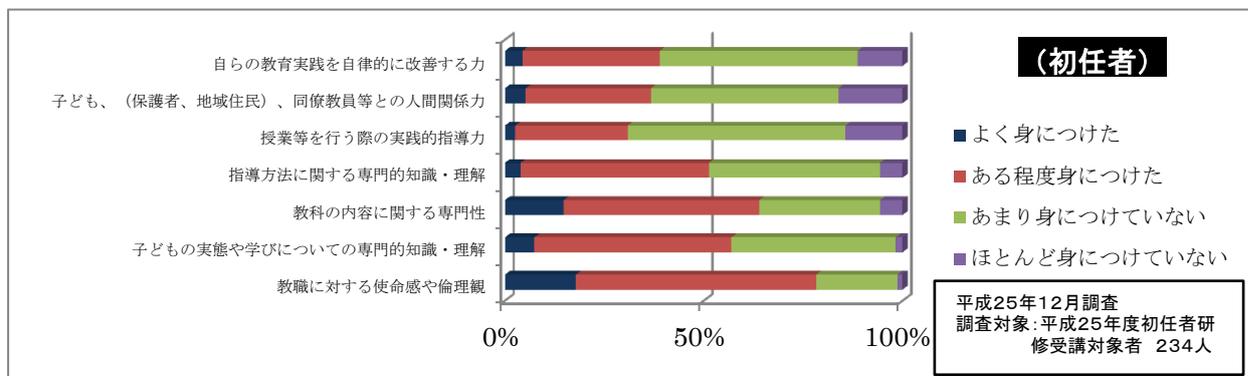
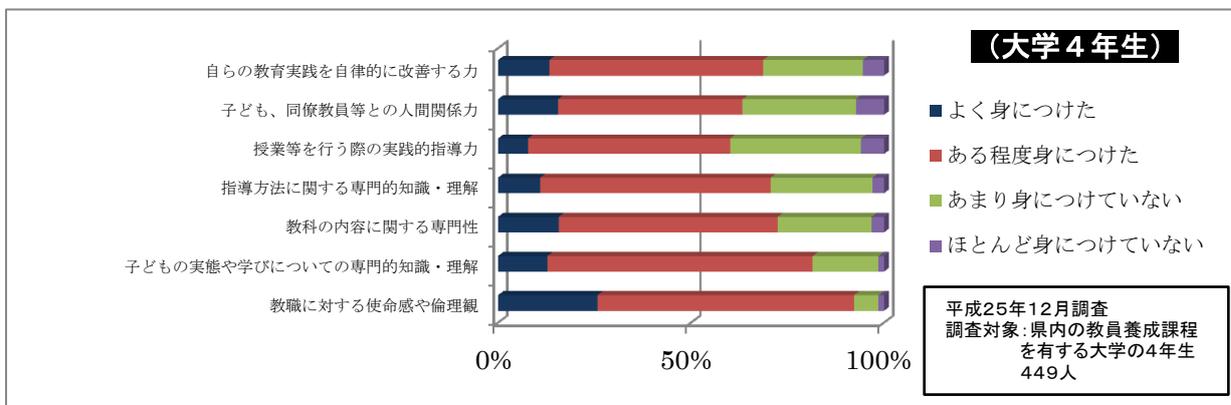
- 大学等と連携した教員の養成、採用、現職教員の育成などの取組を進めるため、新たに、教員養成課程を有する県内すべての大学等からなる「山口県教員養成等検討協議会」（以下「検討協議会」）を設置した。

2 教職員の人材養成に係る二つの課題

(1) 教員の養成に向けた課題意識

ア 検討協議会による大学4年生、初任者に対する意識調査の結果

- 検討協議会が実施した意識調査の結果によると、初任者の回答は、すべての項目で大学4年生よりも低くなっている。



- 特に、「授業等を行う際の実践的指導力」について、「よく身につけた」「ある程度身につけた」と答えている者は、大学4年生は約6割であるのに対し、初任者は3割程度であった。

イ 教員の養成に向けた課題意識（検討協議会の提言）

- 養成段階については、教育委員会においては、大学における教員養成の取組に積極的に関わること、大学においては、学校現場の教員を活用するなどして、実践的な指導力を身につけることができる教育内容・方法の充実が必要であり、今後、教育委員会は、教員の養成にも積極的に関わり、育てる取組を推進していく必要がある。
- 教員志望者に求められる資質能力として、教育に対する使命感や情熱はもとより、児童生徒を理解し、惹きつける豊かな人間性や子どもたちの確かな学力の育成を図る授業力、生徒指導に関する力などの実践的指導力を挙げており、こうした学校現場での経験を通じて身につく資質能力について、教員を養成する大学と採用する教育委員会が共有を図りながら、協働し、学校現場での体験・経験を積み重ねることにより、教員志望者の実践的指導力を育成する仕組みを構築する必要がある。
- 教員志望者が減少するとともに、新規大卒採用予定者の割合が増加していく中、本県の教員志望者の増加や学校現場の経験のない新規大卒採用予定者の資質能力の向上に向けて、教育委員会が教員養成に積極的に関わっていく必要がある。

(2) 管理職育成に向けた課題意識

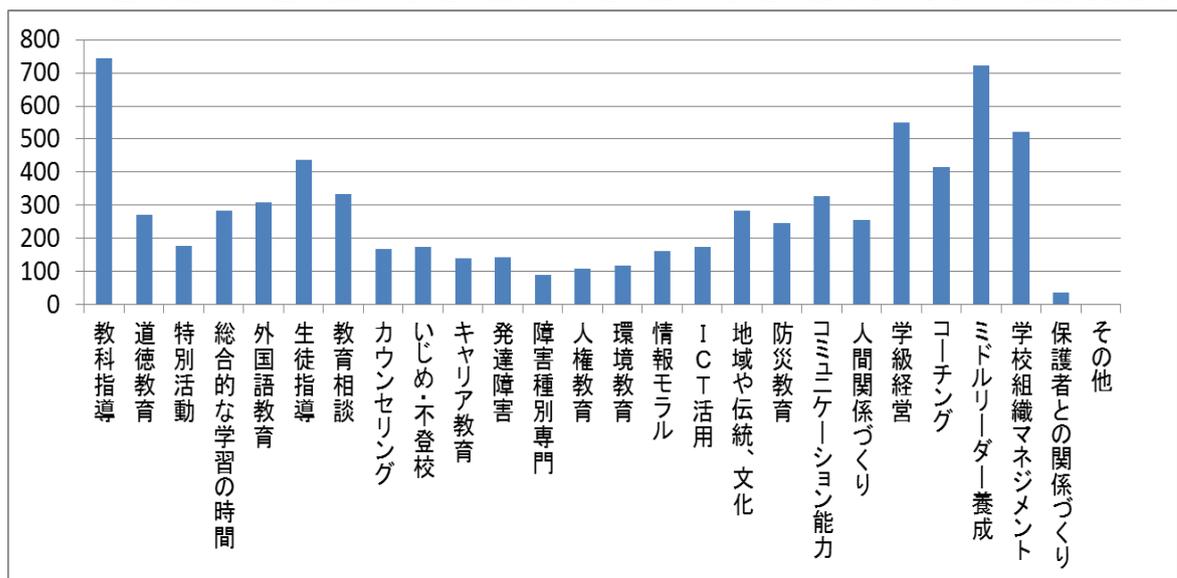
ア 研修事業等に係るニーズ調査の結果

- やまぐち総合教育支援センターが実施した公立学校の管理職に対するニーズ調査の結果によると、「中堅の教員にとって必要性が高いと思われる研修テーマ」として、「教科指導」や「生徒指導」はもとより、「ミドルリーダー養成」や「学校組織マネジメント」、「学級経営」や「コーチング」などをあげており、こうした管理職に求められる資質能力について、管理職になる前の中堅層についても育成することが求められている。

◆中堅教員にとって必要性が高いと思われる研修のテーマ（平成25年度調査）

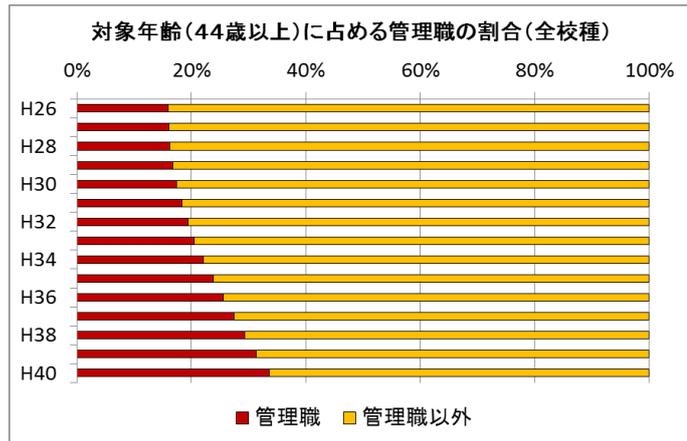
調査対象：公立学校の校長 542人

（1位を5点、2位を4点、3位を3点、4位を2点、5位を1点としてポイント換算し集計）



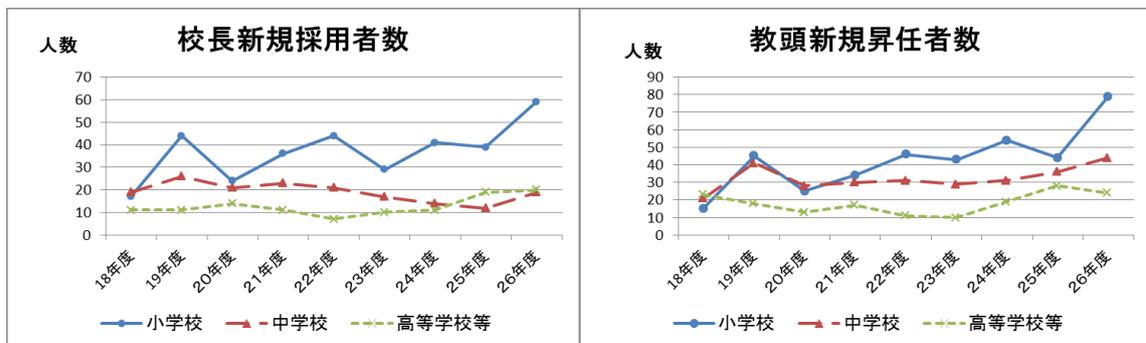
イ 対象年齢（44歳以上）に占める管理職の割合（全校種）

- 現在、公立学校の管理職は、44歳以上であるが、この対象年齢に占める管理職の割合は、平成26年度は16%であるが、平成40年度には34%まで上昇すると見込まれる。



ウ 管理職の新規採用・昇任の推移

- 近年、管理職の退職者の増加に伴い、校長の新規採用者数及び教頭の新規昇任者数も、大幅に増加しており、ここ数年は特に多くなっている。



エ 管理職の役割・求められる資質能力（教職員人材育成基本方針）

- 管理職は、学校運営全般において最終的な責任を有する立場にあり、確固たる教育理念に基づく学校運営に係る明確かつ具体的なビジョンをもつことが必要である。
- このため、人間的な魅力や強いリーダーシップにより、学校教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校づくりを進める必要がある。
- また、所属教職員の資質能力の向上を図るための指導力、行政機関等との連絡調整能力や情報収集能力、危機管理能力等、学校マネジメントに関する幅広い資質能力が求められる。

管理職

○ 役割

経営者

- 学校運営全般において最終的な責任を有する立場
- 確固たる教育理念に基づく学校運営に係る明確かつ具体的なビジョン

○ 求められる資質能力

マネジメント能力

- 人間的な魅力や強いリーダーシップにより、学校教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校づくりを推進
- 所属教職員の資質能力の向上を図るための指導力
- 行政機関等との連絡調整能力や情報収集能力、危機管理能力等、学校マネジメントに関する幅広い資質能力

オ 管理職育成に向けた課題意識

- 今後、管理職や学校経営の中核を担っていたベテラン教員の大量退職が進むことから、管理職候補者の育成に向けた取組を充実させ、学校現場でリーダーとしての役割を果たせる教員の養成が喫緊の課題となっている。
- 現在、学校運営の主要なポストは年齢層が厚いベテラン層に占められているが、今後、学年主任や分掌主任等の経験が浅い管理職が増加することが懸念されることや、次代の管理職候補といえるスクールリーダーも年齢が下がることが予想されることから、早い段階からマネジメントの視点やリーダー的視点をもって取り組める人材を育成することが極めて重要となっている。
- 山口大学が設置する予定の教職大学院を視野に入れながら、これと有機的に連携する形態での管理職候補者の育成システムの構築に向けた検討を行う必要がある。

3 平成25年度の取組

大学との連携による継続的な養成・採用システムの実践研究

文部科学省委託事業「教員の資質能力向上に係る先導的取組支援事業」を活用して、「若手教員の実践的指導力を育成する継続的な養成・採用、教職大学院を活用した育成システムの実践研究」、「教職大学院を活用した管理職候補者の育成システムの構築に向けた実践研究」、「県教委と大学の連携体制の構築や意識啓発等に向けた取組」に取り組んだ。

【事業の全体像】



4 平成26年度からの新たな取組

文部科学省委託事業「総合的な教師力向上のための調査研究事業」を活用して、「教師塾の検討」、「管理職を育成する仕組みの確立」に向けて取り組む。

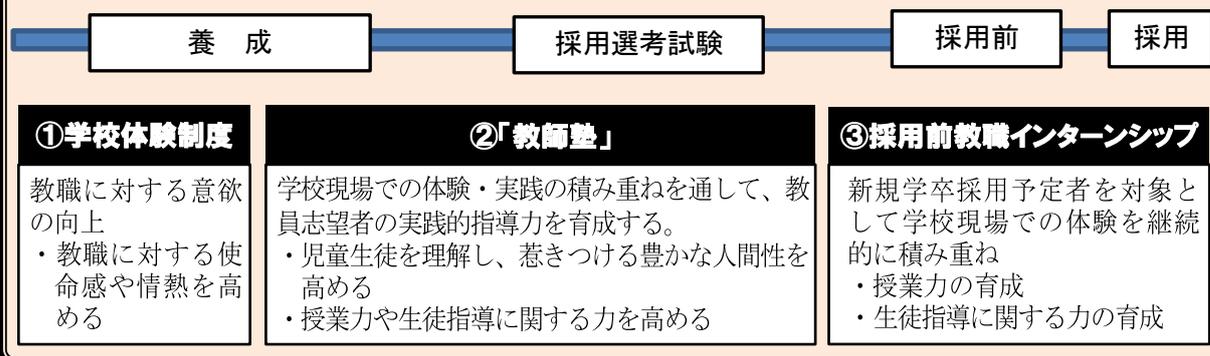
(1) 教師塾の検討

- 「学校体験制度」や「教育実習指定校制度」、「採用前教職インターンシップ」の取組を有機的につなげることで、学校現場での体験・実践の積み重ねを通して教員志望者の実践的指導力を育成する、山口県独自の教師塾の仕組みを構築する。

【調査研究の全体像】

山口県独自の教師塾

山口県独自の教師塾の取組



山口県独自の教師塾を支える取組

- ④学校の教員養成功率の向上を図る研修会** 学校体験、教育実習、採用前教職インターンシップの実施校を対象として、学校現場の教員養成功率の向上を図る

県教委と大学の連携体制の構築に向けた取組

⑤山口県教員養成等検討協議会等の開催

教員養成課程を有する県内全ての大学等で構成する「山口県教員養成等検討協議会」等により、意見を踏まえながら取組を推進、検証→全県的な取組として展開

⑥教職志望学生や現職教員の意識調査の実施

教職志望学生や現職教員を対象とする意識調査を実施し、取組の成果・課題を定量的に把握。取組の検証・改善、県教委・学校と大学の現状共有を図る。

⑦大学と学校現場との連携促進

上記の取組を通して、大学と学校現場との連携を強化し、大学学部段階の養成機能の充実を図る。

⑧教員養成シンポジウムの開催

「シンポジウム」の開催による県内教育関係者の意識啓発・気運醸成

⑨先進地視察

他都道府県教育委員会の教師塾の取組を視察し、取組状況を教員養成等検討協議会やシンポジウムで報告、大学等とコンセンサスを図りながら教員養成の充実に資する。

(2) 管理職を育成する仕組みの確立

- 管理職の資質能力の育成に向けた管理職育成研修講座を立案し、試行実施する。
- 管理職育成研修講座の試行実施を通して、本県の実情を踏まえた、効果的な研修受講者の募集や選抜の方法、研修講座の内容及び実施方法などについて検討・検証する。
- 山口大学に設置する予定の教職大学院と有機的に連携する形態での管理職育成研修講座の在り方について大学教員との共同研究を行う。

【調査研究の全体像】

管理職育成研修講座試行プログラムの開発



①管理職育成研修講座の試行実施

<実施イメージ>

実施期間：9月～12月の4か月

実施期日：6日程度

対象：市町教委、学校長が推薦する中堅教員
教育委員会指導主事
管理職（昇任後1～2年目の教頭）

実施内容：学校評価やコミュニティ・スクール等の学校組織マネジメントに関するもの
危機管理、法規や教育行財政学等の講義及び演習
参加者が持ち寄る学校経営プランに基づく意見交換
所属学校における実践 など

実施方法：兵庫教育大学教員等の実績を有する指導教員の招へい
現職管理職を含めたグループワーク・演習

} 理論と実践の往還

研修講師（予定）：兵庫教育大学大学院：教授 浅野良一、京都教育大学：教授 竺沙知章
国士舘大学：教授 北神正行、早稲田大学：教授 河村 茂雄
兵庫教育大学派遣教員 など



②管理職育成に向けた大学との連携の在り方の研究

- 大学教員の計画立案段階からの参画、研修講座への参加
- 教職大学院設置後の管理職育成研修講座の在り方に関する研究

③やまぐち総合教育支援センターが実施する管理職研修の見直し

- 管理職研修、中堅教員対象の研修体系の見直し
- マネジメント力等を養成する研修プログラムの開発・改善

【管理職育成研修講座の概要】

□管理職に身につけさせたい資質能力
 “学校経営に係るマネジメント能力と人材育成能力”

□研修内容例

回	実施講座例	学校での実践
第1回	講 学校組織マネジメント論 学校の現状分析の手法としてのSWOT分析・学校評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・研修前の所属校の学校評価分析 ・研修後のSWOT分析等を用いた学校の現状分析
	演 学校の現状分析① 所属校学校評価持ち寄り	
第2回	講 教育政策の理論と実践 国の教育政策、県・市町の教育政策	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町の教育政策の事前学習 ・SWOT分析、学校評価を用いた学校の現状分析
	講 地域社会と学校の連携・協働 コミュニティ・スクール等	
	演 学校の現状分析② 所属校の現状分析結果の発表	
第3回	講 学校財務・事務の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・研修後の事務職員等へのインタビュー ・研修後の学校経営計画の策定
	講 特色ある教育課程の編成	
	演 学校経営計画の策定に向けて①	
第4回	講 授業評価の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・研修前の所属校の現状を踏まえた学校経営計画の策定（校長との協議）
	講 教職員評価の方法	
	講 学校におけるOJTの推進 メンタリング・コーチングを含む	
	演 学校経営計画の策定に向けて② 策定計画案のグループ協議(助言)	
第5回	講 教育法規の解釈と実際の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・研修後の事項の危機管理体制・学校安全体制の確認
	講 学校のリスクマネジメント	
	講 学校安全の理論と実践	
	演 学校経営計画の策定に向けて③ 策定計画案のグループ協議(助言)	
第6回	学校経営計画の発表	

マネジメント能力の育成

人材育成能力の育成

マネジメント能力の育成

講義による教育理論の修得と学校現場での実践の積み重ね

【 質 疑 】

- 委員 長：教師塾に参加する意欲のある学生に対し、採用時に何らかの優遇措置を設ける予定はあるのか。
- 教職員課長：例えば社会人特別選考のように、教師塾出身者の選考枠を設けるといったことは考えられるが、今のところ未定である。なお、他県では教師塾に入る際に試験を受けてもらい、採用試験では面接のみとしている例もある。

- 宮部委員：今後退職者が増えていく中、定年退職した教員を再度雇用し、若手教員の指導にあたってもらうといったような取組はあるのか。
- 教職員課長：教員再任用制度というものがある。校長や教頭で定年退職した教員を再任用し、指導的立場の教諭として初任者の指導にあたってもらう取組を既に義務教育の学校で行っており、県立学校でも今年度、校長で退職した教員を再任用したところ。
- 岡野委員：管理職養成研修講座について、全部で6日間では短すぎるのではないか。研修中の教員の穴埋めなどの問題もあるので調整は必要だと思うが、内容を鑑みると、もっと日数を増やさないといけないのではないか。
- 教職員課長：平日はもちろん、土日においても部活動等があり、教員の時間の確保が難しい中、全6日間が限界と思っている。ただ、管理職養成研修講座以外にもやまぐち総合教育支援センターにおいて、リーダー養成研修や主任研修などを行っているので、それらと組み合わせながら管理職の養成を進めたいと思う。
- 岡野委員：研修に行きたいが、学校の業務があるため難しいという教員の話をよく聞く。研修中の教員の穴埋めを行うための仕組みが必要だと思う。
- 教職員課長：研修の開催日程等、教員が参加しやすいように工夫を行っている他、各学校にも研修を安心して受講できるよう体制作りをお願いしている。
- 浅原教育長：学校では1、2日程度の短期の研修だと授業等の振り替えといった形で、数か月以上の長期の研修になると非常勤職員をつけることで対応しているところ。本来、教員は日々の業務を通じて研修をしていくOJTの形で学ぶのがあるべき姿だと思っているが、学校の外での研修も必要であるので、その場合は、授業等の振り替えや非常勤職員の配置等、予算等も踏まえながら対応を検討していきたいと思う。
- 稲野委員：日々の業務を通じて研修を行っていくことが重要。
教員の仕事は、授業以外にも学級運営や保護者への対応など、授業以外の部分がかかなり大きく、それらに求められる力は日々の業務の中でないと身に付けるのは難しいと思う。
また、新任の時から授業力の向上とマネジメントの両方をバランスよく学習するための仕組みづくりが必要。